

岩手県告示第 603 号

母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）第 12 条の規定により、指定養育医療機関の所在地及び診療科名の変更について次のとおり届出があった。

平成 18 年 4 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

指定養育医療機関 の名称	所在地		診療科名		変更年月日
	変更前	変更後	変更前	変更後	
岩手県立磐井病院	一関市山目字 前田 13 番	一関市狐禅寺字 大平 17 番地	内科、心療内科、神 経内科、呼吸器科、 消化器科、循環器 科、小児科、外科、 整形外科、形成外 科、脳神経外科、皮 膚科、泌尿器科、産 婦人科、眼科、耳鼻 いんこう科、リハビ リテーション科、麻 酔科	内科、心療内科、神 経内科、呼吸器科、 消化器科、循環器 科、小児科、外科、 整形外科、形成外 科、脳神経外科、皮 膚科、泌尿器科、産 婦人科、眼科、耳鼻 いんこう科、リハビ リテーション科、放 射線科、麻酔科、歯 科	平成 18 年 4 月 1 日